

# 還付請求権譲渡通知書

千葉県自動車税事務所長 様

住 所  
譲 受 人 (フリガナ)  
氏 名  
電話番号

私（譲渡人）は、下記ご過誤納還付金（還付加算金を含む）に係る還付請求権を上記譲受人に平成 年 月 日  
譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号	税 目	年 度	還付の発生事由及びその年月日	過誤納額
1. 千葉 2. 習志野 3. 千 4. 袖ヶ浦 5. 野 田	1. 自動車税  2. 自動車取得税	年度	1. まっ消 2. 県外転出 3. 誤 納 4. その他  年 月 日	円

住 所  
譲 渡 人 (フリガナ)  
(納税義務者) 氏 名  
電話番号

印

- 備 考
- この書類は、還付の事由が発生した日から10日以内（休日等の場合はその翌日）までに必ず提出してください。それ以降に提出されたものについては処理できませんので、納税義務者に還付されます。
  - この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、未納の徴収金に充当後の残額が還付されます。したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんのでご注意願います。
  - 譲渡人は、実印を押印のうえ、印鑑証明書（原本）を必ず添付してください。
  - 送付先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 ☎043(243)2721 内線14・45